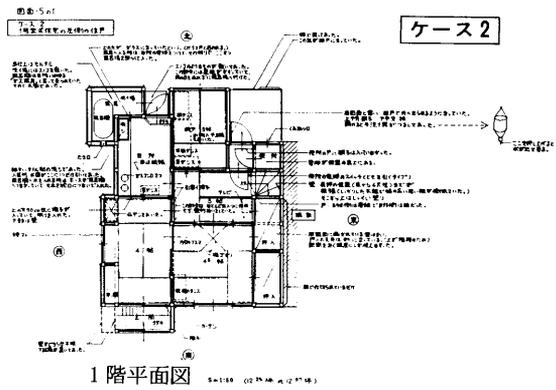


図面 4



図面 5 の 1

究の件を諮ってみるという返事があった。

自治会委員会の結論は、次のようであった。

- (1) 調査研究には、自治会としては、協力できない。
- (2) 各住戸が、調査研究に協力することを妨げない。

また、この結論の原因としては、次の2点を知ることができた。

- (イ) 調査研究に協力することは、居住者にとって何らメリットがない。
- (ロ) 自治会が「協力する」という結論を出せば、実測調査などで、昔の住戸の一部が残っている家は、否応なく協力せねばならなくなる。

なお(ロ)は、私たちの予測の範囲外であった。

[1987年7月]

アンケート用紙を各住戸のポストに投函していった。

配布は191通である。配布作業は1日で完了した。

[1987年8月]

アンケート用紙の回収作業をした。回収は各住戸を個別に訪問した。延6日間を費やした。

29件のアンケート協力があつた。回収率は、15.2%である。

[1987年9月]

上記29件に対して、往復葉書で、ヒアリングに応じてくださるか否かを問い合わせた。回答は19通であった。その内訳は、応じる11件、応じられない7件、無回答1件であった。

[1987年9月～10月]

上記11件中、1件は事情によりヒアリング不可能となり、10件を対象にヒアリング調査を実施した。この詳細は後述する。

【考察】

当該地区には、私たち以外にも調査にきた研究者グループがある。一部のグループにおいては、当該地区の居住者たちの不評をかっていることを聞いた。こうした遠因があるためか、私たちの調査の件が回覧板で知らされていても、好意的でない態度に遭遇することが何件かあった。

改めて、人を対象として調査をすることの「大変さ」を理解した。

幸いにして、大正14年当時、あるいは、昭和初期からの入居という方々、戦前あるいは終戦直後の〈西荻窪〉に関してよく知っているという方々に会うことができ、初期同潤会〈西荻窪〉の様子まで遡ることができた。

ここで「戦前あるいは終戦直後」と区切ったのは、次の理由による。

戦前は同潤会の管理下にあつて、〈西荻窪〉の住戸は、居住者が勝手に手を加えることができなかった。また、戦中は、住宅営団の管理下であり、同様の状況であった。戦後、住戸が居住者の手に渡るようになってから、「増改築」が実施されるようになった。

すなわち「戦前・戦中」の入居者の場合、建設初期に近い状況の住戸に住んでいた体験があるということである。また、「終戦直後」の入居者の場合にも、「戦前・戦中」の入居者に近い体験を有していると考えられるからである。

3. 文献資料による改造状況

〈西荻窪〉では、住戸について、5回の改造を実施している。(図1)

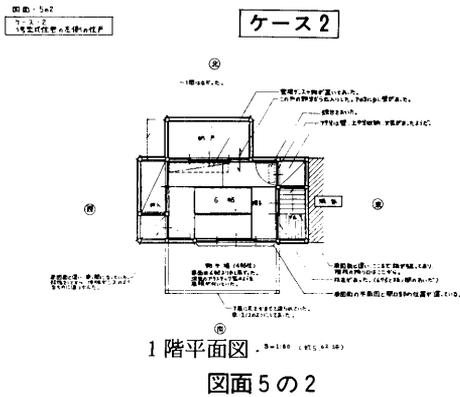
なお「タイプ」の表記は、筆者の分類によるものである。

これらの改造は、すべて同潤会の手によるものである。

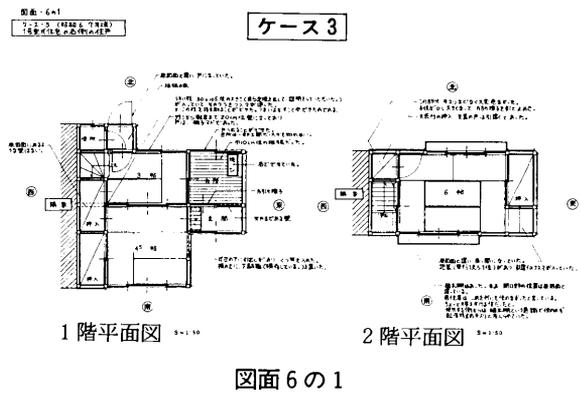
〈西荻窪〉では、昭和2～3年頃に、第1回目の改造が行われている。新築から1～2年しか経過していない。この時の改造は、〈西荻窪〉内にある28戸の「店舗」のうち、20戸を「住宅」に改造するというものであった。すなわち、「店舗」は、8戸だけとなった。

昭和6年を含む、以降4回の改造は、「タイプK」「タイプL」を除き、「住宅」内の改造である。すなわち、改造の主眼は、次の2点にある。

1. 玄関と台所を合わせて、面積を最低2坪確保する。
2. 玄関と台所を視覚上分離する。すなわち、玄関と台所の間に、片引きまたは引違いの障子を入れる。



図面5の2



図面6の1

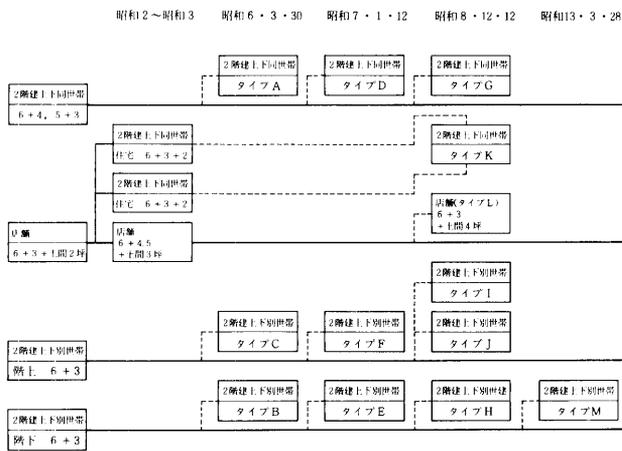


図1

「店舗」の流れを汲む「タイプK」「タイプL」の改造は、室の畳数が増加するという「改造」である。

4-1 ケース・スタディ

ケース・1 (SU氏宅)

主対象図面・図面2および図面4

入居時期は、昭和31年12月である。従って、今回のヒアリング調査対象者としては、時間的には新しい居住者といえる。

旧タイプは「住宅」であった。現在は、1階部分に店をかまえている。2階部分が住居となっている。この住戸に住むのは、現在のSU氏が3代目になる。現在の「店」と「住居」部分の状態は、SU氏が買い取った時にすでにあった。従って、現在の間取りは、買い取った時点のものである。

2階部分の間取りは、同潤会建設当初のままであるという。(平面図を見てもらい、確認をとった)ただし、買い取った時に、すでに、2階に3室、増築(付加)が行われていた。(室の広さ未確認)この3室は、貸室用であった。SU氏が購入後も、7年間程度は、貸室を行っていた。

SU氏宅が大通りに面しているという利点から、「店」は、西向きであるにもかかわらず、この大通りに面して

開いている。

1階の「店」部分は、同潤会建設当初の間取りを想像することも困難である。しかし、2階部分は、話では、増築があるものの、建設当初の間取りは維持されている。

このことは、この「2号型式」が、木造で増改築しやすい条件下にありながら、上階と下階で別世帯が住むという住棟のために、建設当初からの間取りの維持が行われているのであろう。

ケース・2 (AK氏宅)

主対象図面・図面1および図面5の1, 5の2

AK氏は、この住戸をO氏から購入した。O氏から購入した時点で、次のような間取りの変更が行われている。

- (1) 1階の3畳と4.5畳を基本形として、北側に3畳居室が付加されている。
- (2) 玄関と台所の部分が、4畳の居室と3畳の台所に変化している。この3畳の台所は、旧台所の半分(1坪)に2畳分の広さを付加したものである。
- (3) 2階6畳の北側に納戸(3畳程度の広さ)を設けている。また、南側には、物干場を設けていた。

この増改築は、O氏の代で行われたということである。AK氏の代になってからの主なる増築は、風呂場の付加である。それ以外にはない。

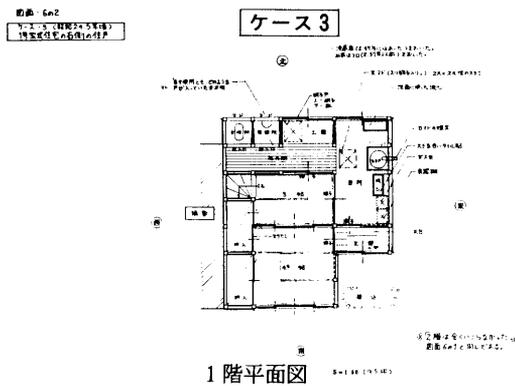
AK氏宅は、昭和49年頃に新築をしているので、これらの間取りを実現することは不可能である。

AK氏が入居した時には、同潤会の3室タイプ(1号型式)に、居室3室を加えて、合計6室になっていた。部屋数だけを見れば、余裕のある間取りといえる。だからであろうか、AK氏が増築したのは、浴室だけである。

部屋数が多いこともあって、たとえば、「泊り客」がいた場合には、部屋の使い方を工夫している。「泊り客」のタイプに応じて、夫婦の寝室を移動させている。

「音」に関しては、「隣関係じゃないか」という。これは、隣関係がスムーズであれば、音は気にならないということであろう。

入居当時は、隣棟間隔が広く空いていたことが、証言されている。



図面6の2

建物取り壊しとその後の新築に際しては、AK氏の場合では、隣家との話し合いは行わずに実施している。〈西荻窪〉地区では、こうした場合に、一定のルールはない(元自治会長・高井氏の話)。つまり、ケース・バイ・ケースということである。

ケース・3 (KI氏宅)

主対象図面・図面2, 3および図面6の1, 6の2

世帯主は、調査時点で84歳を数える。KI氏は、この〈西荻窪〉において、TD氏と並ぶ、昔からの居住者である。

世帯主は、KA氏宅(別項に掲載)になっているS号型式に住んでいたことがある。

S号型式には、3年間程住んでいた。(昭和3～4年頃入居と推定)

1号型式(現存せず)に移住(昭和6～7年に移住と推定)してから現在まで、ここに住んでいる。

S号型式に住む前に、Kさん宅の裏手の□号型式(型式未確認)に住んでいた。ここには1年半位住んでいた。1人で住んでいたが、世帯主の弟が大学に入るための勉強をするため、一緒に住んでいたことがある。

1号型式2階の6畳は「広くて便利だった」と、世帯主はいう。それは、1号型式の1階が3畳と4.5畳という広さ(狭さ)に原因があったと考えられる。

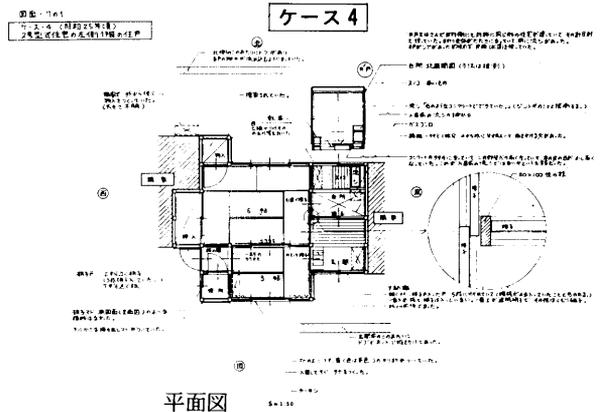
1号型式の平面図を参照すると、KI氏の場合、日常生活のほとんどは、1階にある3畳と4.5畳で行われていた。

すなわち、3畳と4.5畳には、フォーマルな生活があったて、6畳は、主としてインフォーマルな生活部分を吸収する役割を果たしていたと考えられる。だから、6畳は「広くて」「便利だった」という意見になったのである。

KI氏宅の場合、同じ1号型式住戸であっても、TD氏宅と異なり、居室の増築(増設)は行われていないことも、その証左となる。

S号型式入居当時、その間取りが「6+3+2」であったという。

これは、世帯主がS号型式に移住した昭和3年後半と



図面7の1

いう時期と、同潤会が「店舗」を「住宅」に「改造」し終えた昭和3年3月以降という時期と、時間上で一致してくる。

すなわち、世帯主は、同潤会が「改造」し終った早期の「住宅(元店舗)」に入居したことになる。

原図面に描かれている「便所」について、KI氏は体験していない。

ただし、前述のように、世帯主がS号型式に入居する前に、同潤会では、「改造」をしている。従って、同潤会がこの「改造」の際に、「ハイカラな便所」(KI氏の評による)を作り替えたとも考えられる。ただし、「便所」の改造の件に関する文献上の記録は残っていない。

ケース・4 (IT氏宅)

主対象図面・図面2および図面7の1, 7の2, 7の3

原形は、玄関を南側に持ち、1階に6畳+3畳の2室を居室とするタイプである。

2号型式で、階下住戸の場合、増築するスペースは限られてしまう。階上であれば、SA氏宅のように、1階の空地と2階への増築が可能となる。

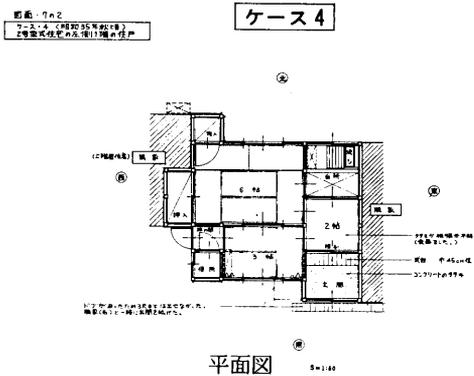
同潤会が建設した当初にあった玄関の押入(実際には台所側から使用)が、IT氏入居時になかったということから、タイプMであると推測する。ただし、IT氏以前の居住者が撤去したということも考えられる。

IT氏の場合、玄関の拡張を隣家と話し合いの上で、共同で実施している。ヒアリング調査の範囲内では、自主的に、共同で増改築をするケースはめずらしい。

昭和37～38年頃から、各家庭にテレビが普及する。その要因の1つは、皇太子の御成婚であり、もう1つは、東京オリンピック(昭和39年10月)の開催である。

IT氏宅では、この「ニューマシン(テレビ)」を、2畳に設置したという。この時代には、まだテレビは、家庭の脇役的存在だったのであろう。

玄関の障子は、IT氏によれば引違だったという。しかし、昭和13年に同潤会がこの住戸を改造した時には、



図面7の2

「中央に片引間仕切造り」である。従って、同潤会が改造してから、IT氏が入居するまでに、IT氏以前の居住者が、引違い障子に改造したものといえる。(タイプMとすれば)

3畳に「カーテンをかけた」との発言がある。IT氏宅では、3畳室の南側に玄関アプローチがある。つまり、3畳は、表になる。留意することは、IT氏宅は、〈西荻窪〉のメインストリートに面している。こうしたことから、カーテン発言が出てきたものと考えられる。

6畳と3畳の間の襖は、夏の暑い時だけはずしたという。日常生活上で撤去してしまうと、9畳1室という生活になる。このために、撤去しなかったと考えられる。

交叉する障子に関して、交叉防止策として半柱が使用されている。半柱のアイデアは、同潤会でも使っていることは、他の居住者へのヒアリングで確認できている。

しかし、この部位の改造の記述は、同潤会の文献資料にはない。だとすれば、1つの考えとして、〈西荻窪〉の建物の修繕を専門としている大工がいて、彼のアイデアともみることができる。

ケース・5 (SA氏宅)

主対象図面・図面2および図面8の1、8の2、8の3、8の4、8の5、8の6

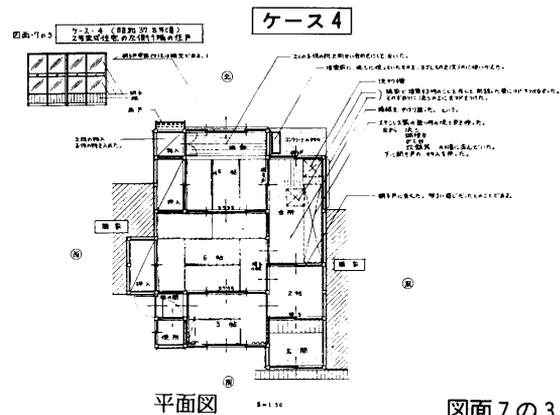
原形は、玄関を東側に持ち、2階に6畳+3畳の2室を居室とするタイプである。従って、1階部分は、台所、玄関、便所、物入が基本構成の間取りであった。

SA氏宅では、大きな増改築といえるものは、今日までに6回行っている。大幅な増改築があるが、同潤会時代の基本的な間取りは残っている。

SA氏宅は、2階建上下別世帯という2号型式である。従って、〈西荻窪〉にあっては、増改築が困難なタイプである。にもかかわらず、増改築を順次実行している。

実行できる原因の1つは、自分の所有地(敷地)があるということである。次に、隣家への影響の出ない間取りで実行していることである。

しかし、SA氏の住戸の地理上の位置が1番の要因といえる。すなわち、SA氏宅は、〈西荻窪〉の東の端にあ



図面7の3

る。このため、SA氏宅で気を遣うのは、主として隣家(西側)となる。また、増改築という点では、他の住戸(ヒアリング対象居住者)の場合と異なり、6畳を増築している。AS氏宅(後述)もこのケースである。

敷地は、隣家との折半になっている。このため、隣家が約3尺幅で、SA氏の敷地へ住戸を出している格好になっている。その一方、SA氏宅の2階が、隣家の敷地の上に乗る格好となっている。2号型式の場合、この種の土地問題が、現在も存在している。

〈西荻窪〉に、同潤会住宅修繕専門の大工さんがいたことは、SA氏以外にも、複数の証言がある。

「原図面にはない便所の扉」の利用方法が、SA氏宅では明らかにされている。他の居住者からは、その利用方法が明らかにされていないので、貴重な意見といえる。

すなわち、汲み取りにきた人へ、この扉を開けて、ちょっとした心付けをしたという。

居住者が高齢化してくると、この2号型式のように1階に居室を持たない場合、SA氏のように、2階に台所や便所を設ける必要が生じてくるであろう。特に、冬場を考えると、このような間取りの配慮は欠かせないであろう。

ケース・6 (MA氏宅)

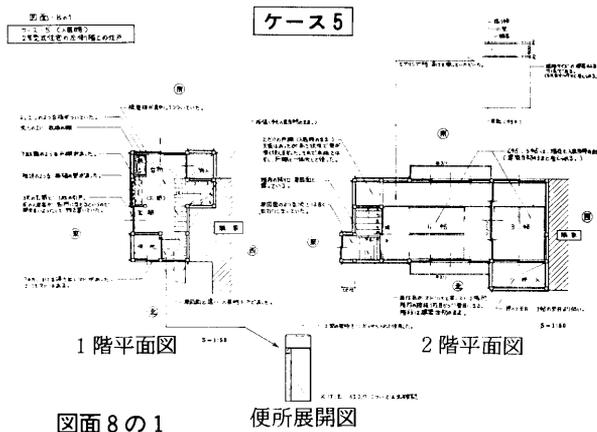
主対象図面・図面1および図面9

原形は、玄関を北側に持ち、1階に4.5畳+3畳、2階に6畳の3室タイプである。

MA氏宅は、昭和41年に増改築をし、昭和47年に全撤去をして新築している。従って、同潤会建設時代のものは全く残っていない。さらにヒアリング当時、改築計画中だったこともあり、これらの3つの間取りが話手の中で混在していることがあった。確認をとりながら対話をすすめたが、依然不明な部分が残っている。

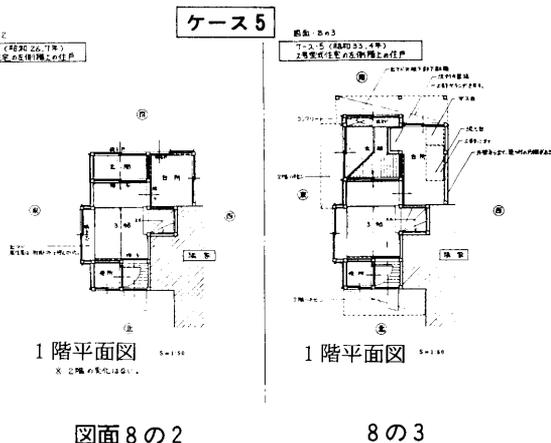
夏は涼しくてよかったという証言がある。これは、居室への通風が良好であったということである。MA氏宅の住戸タイプは、南北方向に居室が配置されているので、通風はよい。

台所の面積が拡張されたという。このことは、同潤会



図面 8 の 1

便所展開図



図面 8 の 2

8 の 3

側の文献資料にも残っている。しかし、その「改造」原因は、台所と玄関の使い勝手を良くするという理由以外に、MA 氏の証言によれば、建物の揺れを防止する目的もあったと考えられる。

同潤会が、丈夫な建物を意図して建設にあたっていたことは、この普通住宅だけでなく、勤め人向分譲住宅の居住者や、建設にかかわった同潤会職員とのインタビューでも知ることができる。

MA 氏の話に、この土地の地盤がやわらかいということが出てくる。このことは、後述する AS 氏の話にもある。〈西荻窪〉は、畑という土地の中に、突然出現した街だったのである。

修繕(補修)の話が出てくる。AS 氏の項でも述べるが、戦後は住宅が個人に譲渡されるケースがほとんどで、定期的な修繕が行われる機会がなくなったといえる。その結果、建物の破損を加速させるようになったのであろう。

曲り階段の良さは、MA 氏だけでなく、いく人かの居住者が、MA 氏と同様の理由で、意見を述べている。すなわち、階段を踏みはずしても、一番下まで落ちずに、途中で止まるというものである。

MA 氏宅にあった地袋床については、KI 氏の 1 号型式(昭和 6～7 年)でも確認されている。文献資料の範囲では、同潤会が押入を地袋床に改造した住戸は、4 戸しかない。タイプ G である。

KI 氏宅と MA 氏宅とは、〈西荻窪〉地区のブロックも異なるし、住戸の距離も離れていて、関連性を発見するのは困難である。であるとすれば、文献資料以外にも、同潤会が、地袋床への改造を実行した住戸は、4 戸以上あった可能性がある。

1 号型式の場合には、2 号型式と異なり、1 棟 2 世帯の境界(区画)は明確である。しかし、土地は別としても、建物の壁を共有している。従って、1 世帯だけが取り壊し作業(新築)をすすめる場合には、その対応に気を遣うことになる。

ケース・7 (KA 氏宅)

主対象図面・図面 3 および図面 10

原形は、同潤会が「店舗」用として建設した S 号型式である。

すなわち、2 階に 6 畳、1 階は 3 畳と土間 2 坪の間取りであったものである。

KA 氏は、現在、雑貨屋を営んでいる。

KA 氏の入居時には、2 畳があったということから、この「店舗」のタイプは、昭和 2～3 年に「改造」されたものである。なお、このタイプは、15 戸あった。

KA 氏が商いを始めたのは、昭和 27 年のことである。昭和 27 年には、現在地にある住宅を購入している。従って、KA 氏の開店は、土地の購入と関係がある。

2 畳には、外部に向かい、子供が腰かけられるような出窓が付いていた。この出窓は、幅が 1 間奥行き 30cm 位である。なお、KA 氏は、同潤会が「店舗」を「6 + 3 + 2 (住宅)」のタイプに「改造」したということを知ったことはない(知らない)という。

3 畳は、図面の上でも、外部と接する部位が少ない。このため、冬期は寒かったということである。「3 畳は寒冷前線だなどといっていた」と KA 氏はいう。逆に、2 畳は暖かであった。

2 畳と玄関(土間)との境界には 3 尺の壁がある。この壁には丸窓がある。丸窓には、障子がはめてあった。

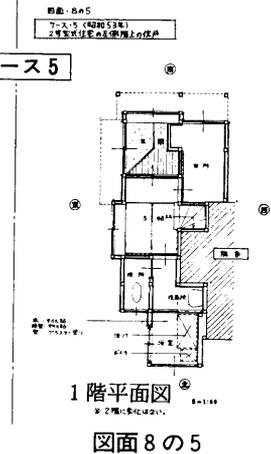
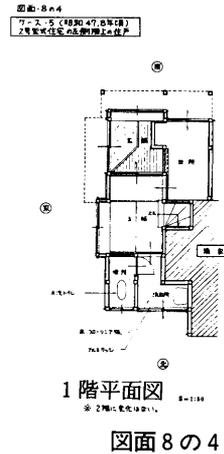
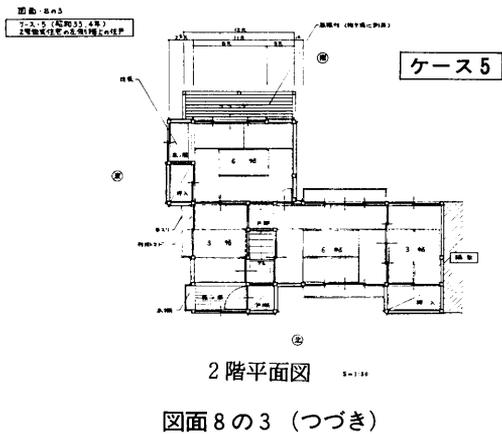
KA 氏は、昭和 27 年に、以前の建物より 90cm 程度道路側に店舗を拡張した。この時には、それまであった銀杏の木もなくなった。

近くに風呂屋(銭湯)があった。今はない。KA 氏の入居当時には、すでにその風呂屋はあった。

入居当時は、日当りはよかった。また、通風もよかった。

街灯は戦後ついた。しかし、戦前には、同潤会原図面にあるような街灯はなかった(と思う)。

KA 氏は「出窓」という表現をしたが、これは、同潤会図面でいうと植木棚に相当するものであったと推測す



る。その理由は、KA氏が、「出窓は2階にもあった」と証言したことによる。

KA氏によると、〈西荻窪〉の初期の住民は、旧国鉄と郵政関係者が多かったという。初期入居者のひとりであるKI氏は、旧国鉄職員であった。

ケース・8 (TD氏宅)

主対象図面・図面1, 2および図面11の1, 11の2, 11の3

TD氏は、大正14年という早期の入居である。しかも、2号型式と1号型式の2タイプの居住体験がある。

世帯主は、大正14年8月から昭和20年までを2号型式に居住し、昭和20年以降を1号型式に居住した。

昭和20年までは、居住者が勝手に増改築をすることはできなかった。同潤会が許さなかったのである。

TD氏宅の最大の課題は、4.5畳の「子供部屋」の増築であった。なぜならば、増改築の話題になった時、最初に、この4.5畳の話が出たからである。

この4.5畳という広さは、隣棟間隔を考慮した上での、当該敷地範囲内で増築が許される1室当たりの最大面積であると考えられる。

特に「子供部屋」の確保ということが、増改築の課題となるというケースが多いことは、留意しておいてよい。

土地所有の問題は、〈西荻窪〉でも底流として存在している。特に、2階建上下別世帯(2号型式)に、現在も多数見られる。すなわち、土地を購入した場合、家屋が上下別世帯なので、土地を折半する。そうすると、間取りの上で(平面図上で)折半した相手の土地の上に、自分の住戸が部分的に重なるケースもある。相手の間取り(住戸)が、自分の土地に重なるケースもある。

こうした場合、どちらか一方の居住者が、「転居」という形で、自分の所有敷地を相手に譲渡して、土地問題を解決していくという。

TD氏の場合には、1号型式になってから購入したので、この面での問題は発生しなかった。

2号型式時代、TD氏は、玄関と台所が同潤会によって

「改造」されたことを語った。だから、タイプB, E, H, Mのいずれかの住戸に居住していたと考えられる。

しかも同潤会では、同時期にB~Hともに、6畳室に押入を増設している。ところが、TD氏からは、その増設の話は出なかった。これは、その件をたずねなかったためとも考えることができる。

ケース・9 (TH氏宅)

主対象図面・図面1 (TH氏の話によれば、取り壊すまで手を加えていないので、増改築に関する図面は作成しなかった)

原形は、玄関を北側に持ち、1階に4.5畳+3畳、2階に6畳というタイプである。

TH氏宅の場合、昭和25~26年に住戸を全部撤去して、新築するまで、手を加えていない。従って、入居当初のままの間取りであったことになる。ただし、同潤会の原図面とは、TH氏の記憶では、異なった点がある。

たとえば、台所と玄関の広さである。TH氏は、同潤会原図面の玄関は、狭いと思うという。

2階の押入の天袋は、ほとんど利用しなかった様子である。SA氏の場合には、この天袋の下の板を取りはずして、収納と一体化させてしまっている。

全面撤去後、新築するという事は、〈西荻窪〉では、TH氏宅が最初といってよいものだった。新築のモデルケースとなったようで、その後から新築する家が増え始めた。

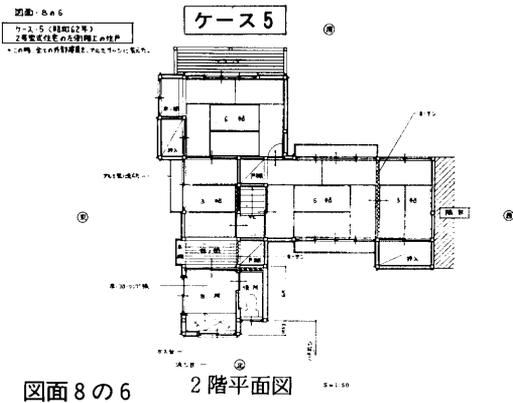
ケース・10 (AS氏宅)

主対象図面・図面1および図面12の1, 12の2

原形は、玄関を南側に持ち、1階が3畳+4.5畳、2階が6畳の3室タイプである。

なお、現在の住まいは新築したもので、原形は全く存在しない。新築は、昭和45年のことである。

世帯主が入居した時期には、同潤会は解散し、〈西荻窪〉を含めた一連の住宅の経営監理は、住宅営団に移管されていた。しかし、増改築が自由にできることはなく、世



図面 8 の 6

2階平面図

帯主が入居した時点では、ほぼ建設当初の形で住宅があった。世帯主は、この状態を実見した経験を持つことから、その意見は貴重である。

同潤会原図面にある台所は、世帯主が入居した時点では拡張されていた。(原図面を提示して確認をとった)

4.5畳の窓に手すりがあったことを世帯主は証言する。ただし、この事実は、同潤会側の文献資料からは発見できない。

入居当時の屋根は、トタンだったという。しかし、同潤会が建設した当初は、文献によれば、スレート葺だった。屋根の状態を、世帯主が記憶しているのは、子供のころ屋根の上に乗って、追いかけて遊んだからである。南側から北側へと、外壁の押縁をつかみながら移動したことがよくあった。

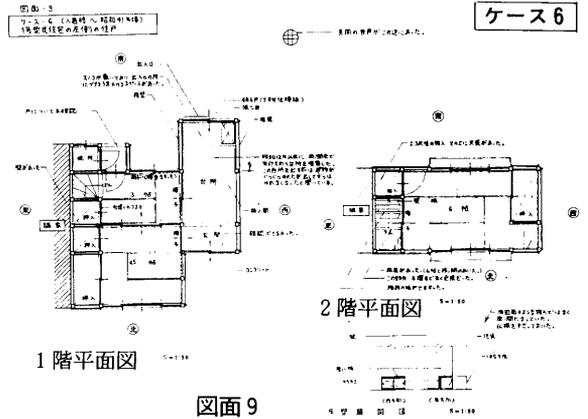
また、井戸の屋根を伝って、反対側の住棟へも移動したことがあるという。「片流れだったので、渡りにくかった」という。この体験から、世帯主は、井戸の屋根の状態を記憶している。

昭和30年頃まで〈西荻窪〉に井戸があったという話は、IT氏の話と時代の上で一致してくる。IT氏の話では、水道を〈西荻窪〉で引いたのは昭和30年～31年頃だったという。

AS氏からは、子供たち同士で冬に1階の屋根で日光浴をする話が語られた。コミュニケーションの形成に役立ったということであるが、これは1号型式だから可能となったことである。2号型式だと、たとえば、1階(階下)の居住者が、1階の屋根に上って布団を乾すという生活があったとは考えられない。

戦後、建物の損傷が特に目立ってきたという話である。戦後、大半の住宅が、個人に売却されて、メンテナンスが、その個人に任せられるようになったためであろう。

2階の6畳天井にある方杖のことは、AS氏だけが語っている。すると、AS氏の住戸だけは、方杖を露出しなければ納まらない構造で作られていたのであろうか。筆者は〈西荻窪〉の現「さくら町会館(自治会集会所)」で、この方杖を実見している。なお、この集会所は、「店舗」タイプを改造したものである。



図面 9

食事室について、AS氏も言及していることであるが、3畳は階段の昇降口になっているし、便所の出入口にもなっている。台所へも通じている。従って、多数の動線が3畳に集中する結果となる。この場合、4.5畳と3畳の境界を、3尺北へずらせるという軽微な工事をするによって、ある程度の解決策とすることができる。こうした場合には、適切なアドバイザーが必要とされる。

4-2 〈西荻窪〉における増改築の傾向

増築を実施する際の、増築の方向(方位)は、主として、南と北である。これに、西(SU氏)と東(SA氏・AS氏)が加わる。

南北方向に増築するということは、その方向に、その住戸の空間があるということである。すなわち、調査対象居住者の入居当初は、隣棟間隔が現況より相当空いていたことになる。現況では、敷地いっぱいが増改築が行われている。

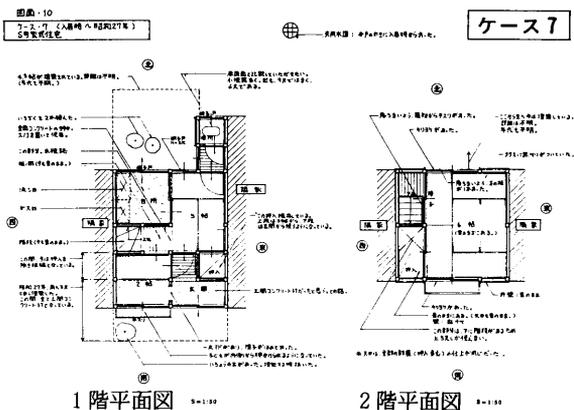
入居当初には隣棟間隔が相当空いていたことは、日当たりが1階、2階ともに良好であったという、居住者の証言によって裏付けられる。

東側への増築は2件(2軒)である。しかも、2件とも、入居後の増築である。ここで注目したいことは、SA氏宅、AS氏宅ともに、〈西荻窪〉の区画の東の端に位置していることである。同潤会が建設した時に、東側に余裕(空地)を残していたことがわかる。

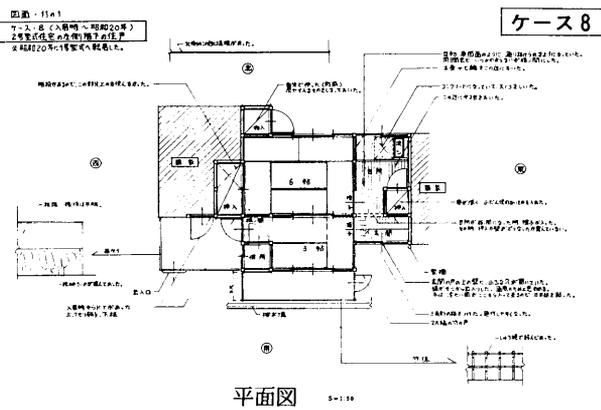
また、AS氏宅の場合には、南側に幅広の通りがある。従って、少なくとも2方向に余裕があった。このために、6畳2間を余裕を持って増築できたと思われる。

次に「居室」の増築方向を検討する。なお、ここでいう「居室」とは、「3畳・4.5畳など」をいうものとする。1階の南側へ4畳(AK氏)、2階の南側へ6畳(SA氏)を除くと、「居室」はすべて北側へ増築している。

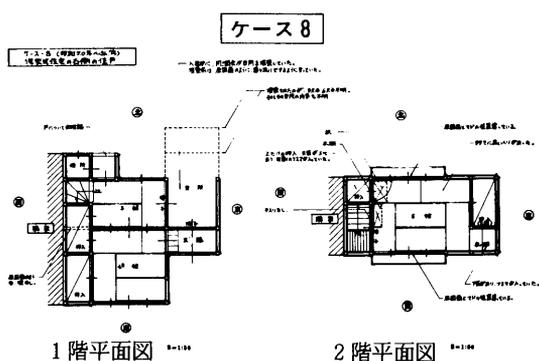
では、大半の住戸が、なぜ北側への増築を実行したのであろうか。〈西荻窪〉に限らず、同潤会の普通住宅事業により建設された住棟の配置計画は、基本的には、線対称移動したものになっている。住棟が空地をはさんで、背中合わせになっているのであるから、ある住戸は、主



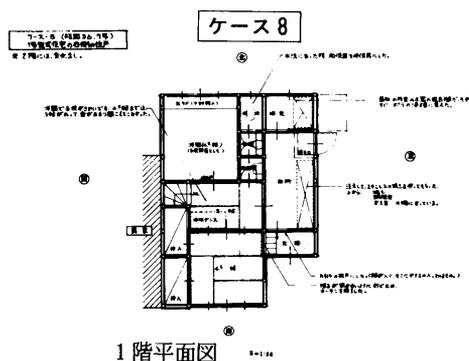
図面10



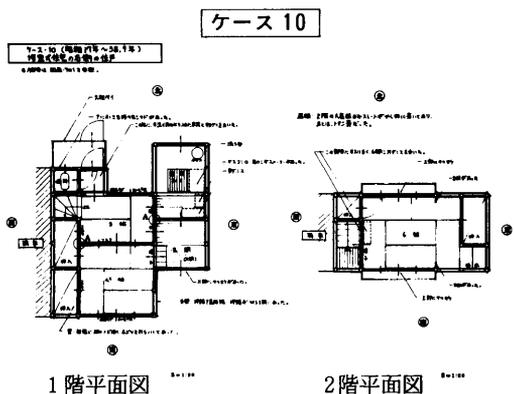
図面11の1



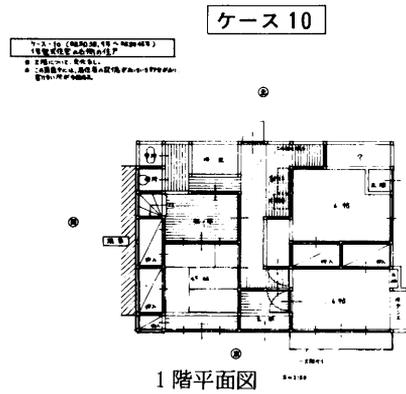
図面11の2



図面11の3



図面12の1



図面12の2

室が南面するが、その反対側に位置する住戸は、主室が北面するのである。

その解答は仮説であるが、南側からの日照と採光の確保であろう。

前(南にある)の家が、後へ(北へ)「居室」などを増築する。すると、その次の家も北側へ増築せざるを得なくなる。こうして、「居室」の方位にかかわらず、順送りの形で北側への増築が実行されていったものと推測できる。

AK氏宅の場合、入居時にすでに4畳が南側へ増築されていた。AK氏宅は、メインの通りが南側にあり、次の南の棟との間に、比較的余裕がある。従って、他の住戸ほどにトラブルや気がねがなく、南側への増築ができたと考えられる。

「居室」を増築する場合、今回の調査に関する限り、「ある居室」の面積を拡張しているケースはMA氏宅だけであろう。他は、「もう1室以上の居室」を確保している。ただし、MA氏宅は今後の調査を待たねばならない

〈西荻窪〉における増改築

◆この表で「主な増改築」とは、現居住者が実際にかかわったものをさす。

ケース	氏名	原形の間取り	主な増改築=入居から最終の改造の姿まで		
1	S U	階上 6 + 3	1階→南・玄関 北・店舗 西・店舗	2階→西・ 3室貸室用	入居時すでに増改築してあった
2	A K	1階 3 + 4.5 2階 6	1階→南・4畳 北・3畳・台所・浴室	2階→北・3畳(納戸)	入居時すでに増改築、浴室は入居後
3	K I	1階 3 + 4.5 2階 6	1階→北・台所・便所・土間		
4	I T	階下 6 + 3	1階→南・玄関 北・4.5畳・台所		
5	S A	階上 6 + 3	1階→南・玄関・台所 北・浴室・便所	2階→南・6畳 東・3畳 北・台所・便所	
6	M A	1階 3 + 4.5 2階 6	1階→北へ4.5畳を移動 2階→北・8畳		詳細は今後の調査による
7	K A	1階 3 + 土間2坪 2階 6	1階→土間の一部を2畳に改築 南・店舗 北・台所	2階→北・4.5畳	土間改築は同潤会の手による
8	T D	1階 3 + 4.5 2階 6	1階→北・4.5畳・台所・浴室		
9	T H	1階 3 + 4.5 2階 6	増改築は一切行わず、すべて撤去後に新築		
10	A S	1階 3 + 4.5 2階 6	1階→東・6畳・6畳 北・便所・浴室		

面がある。

すなわち、1例を除いて、居室面積（の拡張）より、居室の数（の増加）を選択していることになる。いくつかのケースとしては、子供が大きくなり、子供部屋を確保せねばならないと考えた結果の増築である。

〈参考文献〉

- 財団法人同潤会編 『同潤會十年史』 昭和9年5月23日
 財団法人同潤会編 『同潤會十八年史』 昭和17年9月30日
 財団法人同潤会編 『同潤会事業報告』 大正15年6月より各年度毎
- 佐藤 滋ほか 「高密度街区における空地条件に関する研究（その2）同潤会木造長屋住宅地の場合 #1 同潤会木造長屋住宅地計画の概要」 昭和57年度日本建築学会関東支部研究方向集
- 菅野 浩夫ほか 「高密度街区における空地条件に関する研究（その2）同潤会木造長屋住宅地の場合 #2 住棟形式と所有形態よりみた増改築の実態」 昭和57年度日本建築学会関東支部研究報告集
- 上山 孝一ほか 「高密度街区における空地条件に関する研究（その2）同潤会木造長屋住宅地の場合 #3 街区の高密度化と空地条件の悪化」 昭和57年度日本建築学会関東支部研究報告集

- 上山 孝一ほか 「高密度街区における空地条件に関する研究（その2）同潤会木造長屋住宅地の場合 #4 歴史的変遷過程よりみた問題点の整理」 昭和57年度日本建築学会大会学術講演梗概集
- 堀 薫 「同潤会木造住宅現況調査報告」 昭和60年度日本建築学会関東支部研究報告集
- 「同潤会木造住宅の建設に関与した人びと（RC造・住利共同住宅を含む）」 昭和60年度日本建築学会大会学術講演梗概集

〈研究組織〉

- 主査 堀 薫 建築史家
 委員 貝塚 勇 禾建築設計事務所
 協力 山本 玲子 明治大学大学院博士課程